

佐賀県警察における証明事務処理について（例規）

（平成12年3月31日佐本務第360号）

本県警察における証明事務の処理については、これまで、証明事務処理要領の制定について（昭和39年5月15日付け佐警本例規（務）第20号）に基づき処理してきたところであるが、この度、佐賀県手数料条例（平成12年条例第3号。以下「条例」という。）及び佐賀県手数料条例施行規則（平成12年規則第6号。以下「規則」という。）が制定されたことから、証明事務処理について下記のとおり見直したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、手数料徴収事務の取扱いについて（昭和38年5月15日付け佐警本例規（務）第12号）及び証明事務処理要領の制定について（昭和39年5月15日付け佐警本例規（務）第20号）は、廃止する。

記

1 制定の要点

本県警察における各種証明事務の手数料については、佐賀県事務手数料条例（昭和31年佐賀県条例第26号）及び佐賀県事務手数料条例施行規則（昭和31年佐賀県規則第31号）に基づき徴収してきたところであり、盗難届、遺失（紛失）届、詐欺横領被害届、火災発生届等被害を被った者は、手数料を徴収することが不相当と認める者として事務手数料の徴収を免除してきたところである。

しかし、国においては機関委任事務等の見直しを行うなど地方分権を進める中であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）における手数料に関する規定の見直しを行ったことから、本県では、手数料に関する規程の見直しが行われ、盗難等被害を被った者からも手数料を徴収する条例を制定し、平成12年4月1日から施行することとした。

なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の申請に係る証明については、これまでどおり免除することとした。

2 証明の種類

証明の種類は、届出証明及び事実証明とする。

(1) 届出証明

特定の事項について、届出があったことを証明するもの。

(2) 事実証明

特定の事実が確認できることを証明するもの。

3 証明者

警察本部長、警察署長又は証明を行う権限を有する警察本部の所属長

4 証明事項の範囲

(1) 遺失（紛失を含む。）届出の事実（別表第1に掲げる証明は除く。）

- (2) 被害届出の事実
- (3) その他証明すべき事項が確認できる場合で、証明者が証明をすることが適当と認める事実（別表第2に掲げる証明を除く。）

5 証明申請の受理

- (1) 証明者は、証明すべき事実の有無を確認し、かつ、それを証明することにより紛議を生じ、又は悪用されるおそれがないと認められるものについて証明すること。
- (2) 証明事務を適正に処理するため、警察署及び証明事務を取り扱う警察本部の所属に、証明事務台帳（別記様式第1号。以下「台帳」という。）を備え付けること。
- (3) 申請者が、証明書を2部以上求める場合において、証明すべき事項又は証明を必要とする理由が異なるときは、証明すべき事項又は証明を必要とする理由ごとに申請書を提出させること。
- (4) 申請書には、申請者の住所、氏名、年齢、連絡先、申請者が証明を必要とする理由等証明書を発行する上で必要な事項を明記させること。
- (5) 申請を受理した場合は、所定の事項を台帳に記載し、台帳の末尾に当該申請書又はその写しを編てつすること。
- (6) 申請書の受理番号は、会計年度における一連番号とすること。

6 証明書の作成及び発行

- (1) 証明書は、申請書1部につき1部作成すること。
- (2) 証明書の書式は、別記様式第2号に準じること。
- (3) 証明は、事務の迅速及び簡素化を図るため、できる限り奥書によること。
- (4) 証明書に文字を加え、削り、又は訂正したときは、訂正箇所に証明者の公印を押し、その加除字数を欄外に記載すること。
- (5) 証明書の証明番号は、受理番号と同一の番号を付すこと。

7 手数料の徴収

- (1) 証明書は、証明書を発行した場合は、条例及び規則で定めるところにより、手数料を徴収しなければならない。ただし、申請書が条例第3条に該当する場合は、徴収しないものとする。
- (2) 条例第3条に規定する生活保護法の規定による保護を受けている者が、手数料の免除を受けようとする場合には、その旨を証する書類により確認するものとする。
- (3) 手数料は、証明書1部につき350円（収入証紙により徴収する。）とし、2部以上発行する場合は、発行部数に応じて手数料を徴収するものとする。
- (4) 手数料は、証紙による収入の方法により徴収し、証紙を申請書にちょう付させるものとする。

8 事務処理上の留意事項

- (1) 事務処理に当たっては、親切かつ迅速に行うこと。
- (2) 申請者が誤って他の行政庁の所掌に係る事項の証明申請を行ったときは、その旨教示すること。
- (3) 別表第1及び別表第2に定める証明申請があったときは、当該証明が各関係機関と協議のうえ廃止し、不要となった旨を説明して納得させること。
- (4) 証明書を発行する場合は、申請に係る事項が事実と相違ないか、所定の収入証紙がちょう付してあるか、又は額が正当であることを確認すること。

9 施行期日

平成12年4月1日

※ 別表 (略)